

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>今回の国際会計基準の告示指定に関する改正案に賛成する。</p> <p>加えて、今回の改正案に含まれる「金利指標改革－フェーズ2」(IFRS 第9号「金融商品」、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS 第7号「金融商品：開示」、IFRS 第4号「保険契約」及びIFRS 第16号「リース」の修正)や「2021年6月30日より後のCovid-19に関連した賃料減免」(IFRS 第16号の修正)のように、緊急性が高いとされ、早期適用の可能性があり、かつ公表日から発効日までの期間が短いIFRSは、特に速やかな告示指定の手続きをお願いしたい。</p>	<p>指定国際会計基準の指定は、国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、また、公正妥当な企業会計の基準として見込まれるものについて、所要の手続を経て行うものとされており(連結財務諸表規則ガイドライン93)、今後も会計基準の内容に応じて柔軟に対応したいと考えています。</p>
2	<p>会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第120条では、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について指定国際会計基準に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、指定国際会計基準に従って作成することができることとされている。</p> <p>連結計算書類において今回の改正で追加される指定国際会計基準を適用していない場合で、告示の公布日以後に有価証券報告書の提出日が到来する場合、有価証券報告書に含まれる、連結計算書類と同一の期末日の連結財務諸表においては、改正後の指定国際会計基準を適用することは可能との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>